

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月12日
【計算期間】	第2期（自平成24年3月20日 至平成24年9月18日）
【ファンド名】	為替参照 分配金変動型円建て債券ファンド2011-10
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、高格付（取得時において、A格相当以上を基本とします。）のユーロ円建て債券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ 募集上限額

ファンドの募集上限額は100億円であり、設定日以後の追加信託は行われません。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「単位型投信／海外／その他資産（通貨）／特殊型（条件付運用型）」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信		不動産投信	特殊型 （条件付運用型）
	内外	その他資産 （通貨）	
		資産複合	

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
--------	------	--------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を除く）	ブル・ベア型
	年2回		
	年4回	日本	
債券		北米	条件付運用型
一般	年6回 （隔月）	欧州	
公債			
社債	年12回 （毎月）	アジア	
その他債券	日々	オセアニア	ロング・ショート型 ?絶対収益追求型
クレジット属性 （ ）	その他 （ ）	中南米	
不動産投信		アフリカ	
その他資産 （ ）		中近東 （中東）	その他 （ ）
資産複合 （ ）		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- （１）単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- （１）国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- （１）株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

(1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

(1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

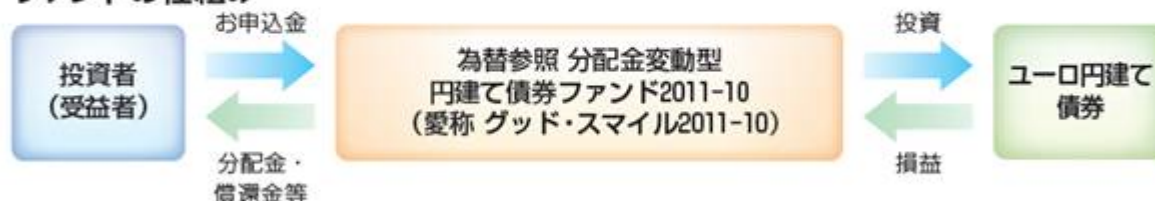
《特殊型》

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- 信託期間は約5年（平成23年10月31日から平成28年9月16日まで）です。
- 高格付（取得時において、A格相当以上を基本とします。）のユーロ円建て債券を主要投資対象とします。

ファンドの仕組み



- 満期償還時に元本確保を目指します（元本確保とは、満期償還時に投資元本を確保することを指します。）。ただし、途中換金時には投資元本は確保されません。満期償還日の償還額は、投資元本に最終計算期間の分配相当額を加算した価額となることを目標とします。
- 投資対象とするユーロ円建て債券は、米ドル/円為替レート^{注1}の水準に応じてクーポンが決定される仕組みとなっており、分配額が以下になることを目指します。
 - (1) 分配額判定日^{注2}の米ドル/円為替レートが、分配額判定為替^{注3}より円安米ドル高の場合（分配額判定為替と同一の場合を含みます。）は、当該分配額判定日の直後の決算日において以下に定める高位の目標分配額^{注4}をお支払いすることを目指します。高位の目標分配額は、設定当初に組入れたユーロ円建て債券の条件を基に設定日に決定します。
 - (2) 分配額判定日の米ドル/円為替レートが、分配額判定為替より円高米ドル安の場合は、当該分配額判定日の直後の決算日において以下に定める低位の目標分配額をお支払いすることを目指します。

目標分配額	高位の目標分配額 …… 各期 約30～約100円（1万口当たり、税引前）
	低位の目標分配額 …… 各期 20円（1万口当たり、税引前）

※高位の目標分配額は平成23年9月9日現在の市況環境に基づいた試算です。

※目標分配額は、組入れたユーロ円建て債券の発行体が債務不履行や財務状況の悪化等に陥らず、当初予想通りの運用成果が得られた場合のものであります。したがって、分配額を保証するものではありません。

注1 原則として、東京時間午後3時におけるロイター画面「JPNU」に表示される米ドル/円為替相場（1米ドルに対する円の価値）の仲値（売値と買値の平均値（小数点以下第3位切捨て））とします。

注2 平成24年から平成28年までの、2月及び8月の各月の19日（休業日の場合は翌営業日）とします。

注3 当初為替（平成23年10月31日、平成23年11月1日及び平成23年11月2日における米ドル/円為替レートの平均値（小数点以下第3位切捨て））に対して5円円高米ドル安の為替レートとします。

注4 設定当初に組入れたユーロ円建て債券の条件を基に委託会社が定める各計算期間における1万口当たりの収益分配金の目標額をいいます。目標分配額は、信託期間中、原則として変更することはありません。

※上記日付は、国民の祝日に関する法律（祝日法）の改正等により委託会社の休業日に該当することとなった時は変更になる場合があります。

- ユーロ円建て債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- 設定当初に組入れたユーロ円建て債券については、一部解約の対応で売却する部分を除き継続保有し、銘柄入替を行わないことを原則とします。ただし、当該ユーロ円建て債券の発行体の信用リスクが著しく高まった場合等、受益者のために必要と判断する時は、当該ユーロ円建て債券を売却することや他の銘柄に入替えることがあります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資するユーロ円建て債券について

- 米ドル/円為替レートの水準に応じて、クーポンが決定される仕組みの債券です。
- 償還までの価格は、発行体の信用状況、国内金利、米ドル/円為替レート等の要因により変動しますが、発行体が債務不履行とならない限り、原則として額面での償還となります。
- 償還までの期間は、約4年10ヵ月です。
- ユーロ円建て債券の発行体は、設定日(平成23年10月31日)に次の海外の金融機関から1社を選定します。

発行体	
クレディ・スイスAG ロンドン支店	バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション
SGAソシエテ ジェネラル アクセプタンスN.V.	モルガン・スタンレー
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ビーエルシー	

- ユーロ円建て債券の発行体の破綻や財務状況の悪化、及び発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、ユーロ円建て債券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が大幅に下落し、大きな損失を被ることになります。
- ユーロ円建て債券の発行体の選定においては、「S&P(スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス)」または「Moody's(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)」が付与した信用格付を使用します。これらは、金融商品取引法に基づいた信用格付業者の登録を受けておりません。

途中換金

平成23年12月から平成28年8月までの各月15日（休業日の場合は翌営業日）のみ換金申込受付日として換金できます。その他の日は換金できません。

ただし、投資者に特別の事由（投資者死亡など）が生じた場合においては、毎営業日に換金申込を受付けます（特別換金）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額^(注)は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として9営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

（注）適用される換金価額は、組入債券の売却価格（時価）に基づいて算出されるため、投資元本を下回る水準となる可能性があります。

決定事項のご連絡について

- 委託会社は、設定日(平成23年10月31日)に、その時点での市況環境等を踏まえ、投資するユーロ円建て債券の発行体、ファンドの信託報酬率、高位の目標分配額を決定します。なお、信託報酬率については、設定日の市況環境、投資するユーロ円建て債券の発行体・利回り水準等を総合的に勘案のうえ、決定します。
- 委託会社は、平成23年11月2日に、当初為替、分配額判定為替を決定します。
- 上記の決定事項について、委託会社は速やかに開示資料を作成し、販売会社を通じて開示を行います。
- 申込期間中の市況環境等の変動により、目標とする投資成果が見込めない可能性が高まったと委託会社が判断した場合等は、設定日の前日までにファンドの設定中止を決定することがあります。なお、設定日の前日に目標とする投資成果が見込めると判断した場合であっても、ユーロ円建て債券の条件決定日である設定日当日に想定を超えた市況環境の急変などが起こった場合、あるいは設定後の運用状況、市況環境等によっては、目標とする投資成果が達成できない可能性があります。

追加的記載事項

分配金について

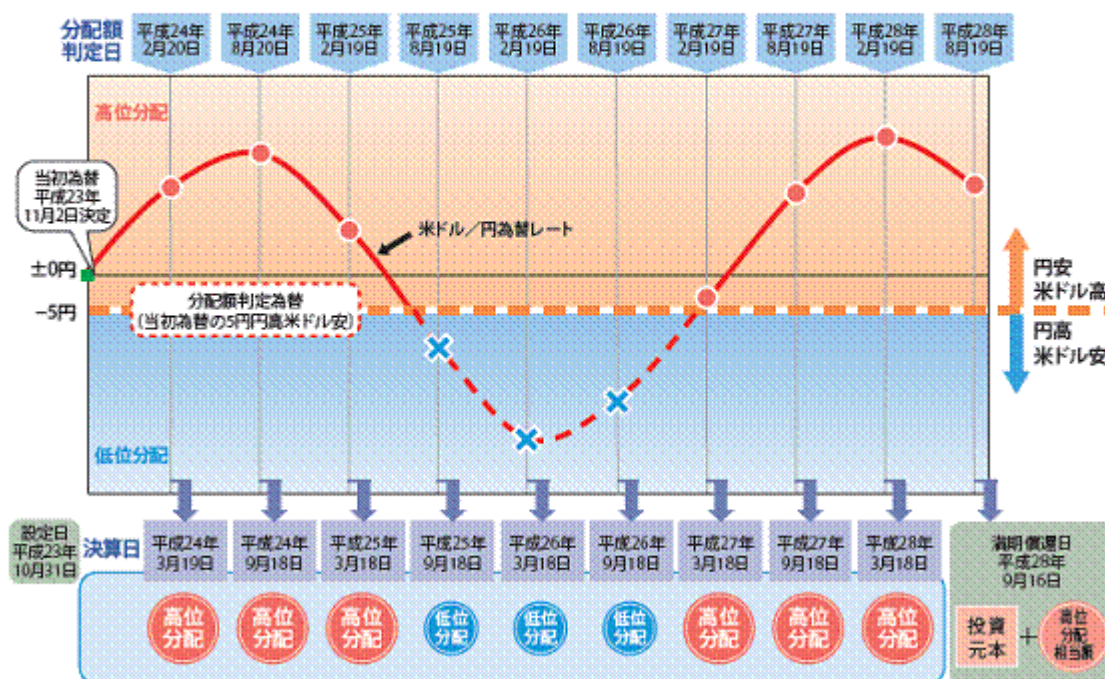
米ドル/円為替レートの水準に応じて、年2回、高位/低位の目標分配額をお支払いすることを目指します。



ファンドの仕組み

分配額判定日における米ドル/円為替レートが、分配額判定為替よりも円安米ドル高であるか、円高米ドル安であるかにより、約1ヵ月後の決算日の分配額が決定されます。

分配額決定のイメージ図



(注1) 上記のイメージ図は分配額決定のイメージを示すものであり、実際の運用成果を保証するものではありません。

(注2) 上記日付は、国民の祝日に関する法律(祝日法)の改正等により委託会社の休業日に該当することとなった時は、変更になる場合があります。

組入れたユーロ円建て債券の発行体、目標分配額、当初為替および分配額判定為替については、以下の通り決定し、受益者の皆様へご報告しています。

組入れたユーロ円建て債券の発行体	モルガン・スタンレー 〔格付け: A2(Moody's) / A(S&P) (注1)〕
高位の目標分配額 (注2)	1万口当たり100円 (税引前) 〔低位の目標分配額 1万口当たり20円 (税引前)〕

当初為替	78.55円 平成23年10月31日、平成23年11月1日及び平成23年11月2日における米ドル／円為替レートの平均値（小数点以下第3位切捨て）とします。 《参照した3営業日間の米ドル／円為替レート》 平成23年10月31日 79.41円 平成23年11月 1日 78.12円 平成23年11月 2日 78.12円
分配額判定為替	73.55円 当初為替に対して5円円高米ドル安の為替レートとします。

(注1) Moody's及びS&Pは、金融商品取引法に基づいた信用格付業者の登録を受けておりません。格付けは平成23年10月28日現在です。

(注2) 目標分配額は、組入れたユーロ円建て債券の発行体が倒産や財務状況の悪化等に陥らず、当初予想通りの運用成果が得られた場合のものです。したがって、分配額を保証するものではありません。また分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。

ユーロ円建て債券の発行体の破綻や財務状況の悪化、および発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、ユーロ円建て債券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が大幅に下落し、大きな損失を被ることになります。

組入債券格付情報(平成24年10月31日現在)

発行体	モルガン・スタンレー			
格付	S&P	A-	Moody's	Baa1

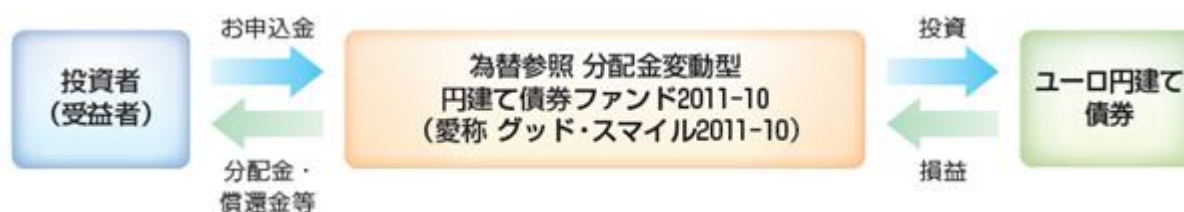
(注1) S&PおよびMoody'sは、金融商品取引法に基づいた信用格付業者の登録を受けておりません。

(注2) 組入れ時におけるユーロ円債の格付は、S&P(A)、Moody's(A2)でした。

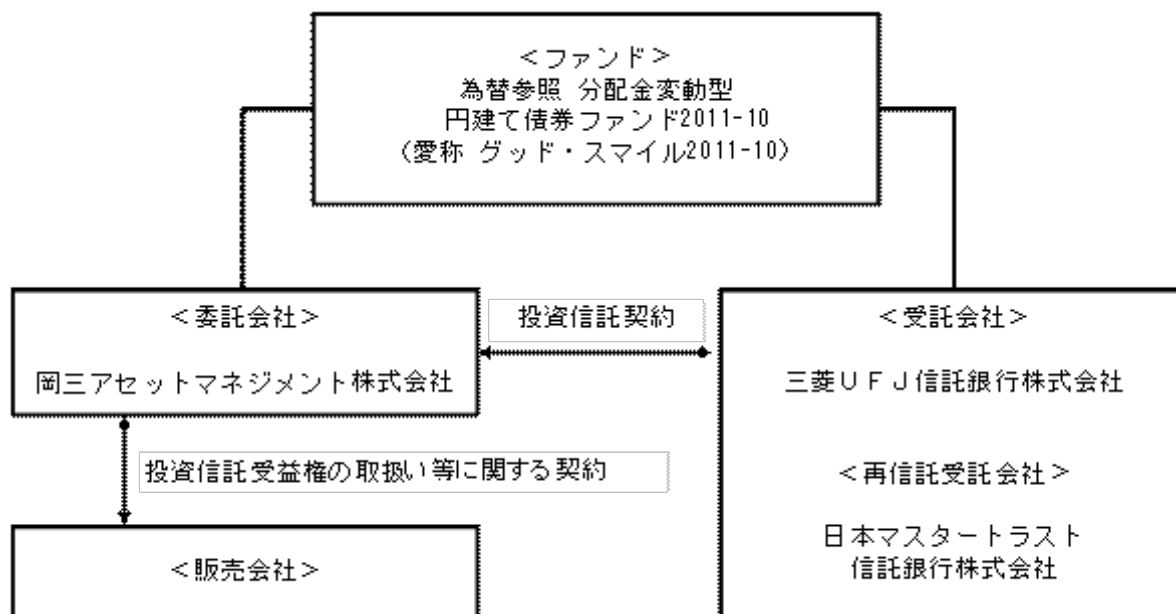
(2) 【ファンドの沿革】

平成23年10月31日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（平成24年10月末日現在）

資本金

10億円

委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和62年 6 月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
平成 2 年 6 月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
平成20年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,800株	19.85%
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

高格付（取得時において、A格相当以上を基本とします。）のユーロ円建て債券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．主として、高格付（取得時において、A格相当以上を基本とします。）のユーロ円建て債券に投資し、償還価額が投資元本に最終計算期間の分配相当額を加算した価額となることを目標とします。

ロ．投資対象とするユーロ円建て債券は、米ドル/円為替レート^{注1}の水準に応じてクーポンが決定される仕組みとなっており、分配額が以下のようになることを目指します。

分配額判定日^{注2}の米ドル/円為替レートが、分配額判定為替^{注3}より円安米ドル高の場合（分配額判定為替と同一の場合を含みます。）は、当該分配額判定日の直後の決算日において高位の目標分配額^{注4}をお支払いすることを目指します。高位の目標分配額は、設定当初に組入れたユーロ円建て債券の条件を基に設定日に決定します。

分配額判定日の米ドル/円為替レートが、分配額判定為替より円高米ドル安の場合は、当該分配額判定日の直後の決算日において低位の目標分配額をお支払いすることを目指します。

注1 「米ドル/円為替レート」は、原則として、東京時間午後3時におけるロイター画面「JPNU」に表示される米ドル/円為替相場（1米ドルに対する円の価値）の仲値（売値と買値の平均値（小数点以下第3位切捨て））とします。

注2 「分配額判定日」は、平成24年から平成28年までの、2月および8月の各月の19日（休業日の場合は翌営業日）とします。

注3 「分配額判定為替」は、当初為替（平成23年10月31日、平成23年11月1日および平成23年11月2日における米ドル/円為替レートの平均値（小数点以下第3位切捨て））に対して5円円高米ドル安の為替レートとします。

注4 「目標分配額」は、設定当初に組入れたユーロ円建て債券の条件を基に委託会社が定める各計算期間における1万口あたりの収益分配金の目標額をいいます。設定日に決定された目標分配額は、信託期間中、原則として変更することはありません。

なお、上記日付は、国民の祝日に関する法律（祝日法）の改正等により委託会社の休業日に該

当することとなった時は変更になる場合があります。

ハ．ユーロ円建て債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。

ニ．米ドル/円為替レートの算出・公表が中止となった場合等には、組入れたユーロ円建て債券の発行条件に則して、当初為替算出や分配額判定日の日程、計算方法の変更等を行うことがあり、また米ドル/円為替レートの代替値として、組入れたユーロ円建て債券の計算代理人（引受金融商品取引業者等）が適切と判断する値であり、かつ委託会社が適切と判断する値を使用することがあります。

ホ．設定当初に組入れたユーロ円建て債券については、一部解約の対応で売却する部分を除き継続保有し、銘柄入替を行わないことを原則とします。ただし、当該ユーロ円建て債券の発行体の信用リスクが著しく高まった場合等、受益者のために必要と判断する時は、当該ユーロ円建て債券を売却することや他の銘柄に入替えることがあります。

ヘ．市況動向、資金状況および特殊な状況の発生等によっては、上記の運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引に限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ．株券または新株引受権証書

ロ．国債証券

ハ．地方債証券

ニ．特別の法律により法人の発行する債券

ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

チ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

リ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

ヌ．コマーシャル・ペーパー

ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ．からル．までの証券または証書の性質を有するもの

ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

カ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

ヨ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

タ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）

レ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

ソ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ツ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

ネ．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

ナ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ラ．外国の者に対する権利でナ．の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

ヘ．外国の者に対する権利でホ．の権利の性質を有するもの

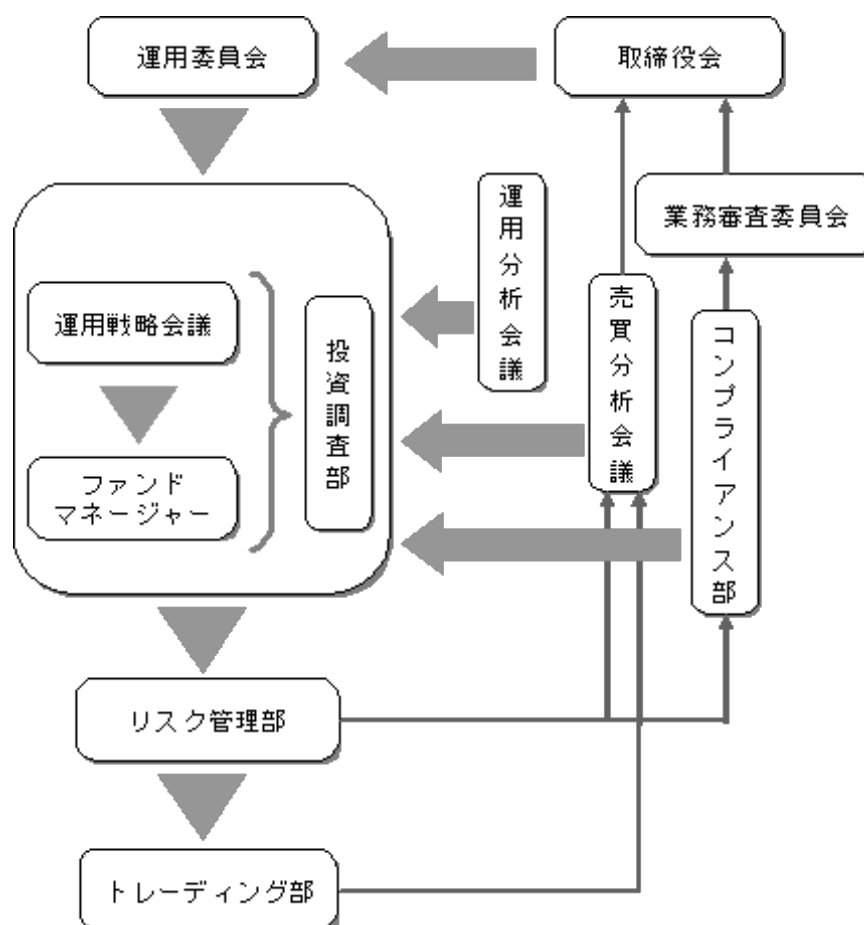
c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
-----------	----

運用委員会 （月1回開催）	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 （月1回開催）	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月1回開催）	運用財産にかかる運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 （6名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 （6名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （7名程度）	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成24年10月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

毎年3月18日、9月18日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の

方針に基づき収益分配を行います。

なお、第1計算期間は、ファンドの設定日から平成24年3月19日までとします。

a 分配対象収益の範囲

元本超過額または経費控除後の利子・配当等収益のいずれが多い金額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が、目標分配額を参考に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

< 参考 >

ファンドの設定当初における目標分配額は以下のとおりです。

〔目標分配額（1万口当たり、税引前）〕

高位の目標分配額 100円

低位の目標分配額 20円

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）にお支払いします。

（5）【投資制限】

- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。

■ 投資する株式等の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b 上記 a の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書

等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

■ 信用取引の指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b 上記 a の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - ロ．株式分割により取得する株券
 - ハ．有償増資により取得する株券
 - ニ．売出しにより取得する株券
- ホ．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
- ヘ．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ．のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

■ 先物取引等の指図および目的

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■ スワップ取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 金利先渡取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金や保険と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、主に米ドル/円為替レートの水準に応じてクーポンが決定される仕組みをもつ単一のユーロ円建て債券を投資対象としますので、組入れたユーロ円建て債券の発行体の破綻や財務状況の悪化、国内金利の上昇、米ドル/円為替レートの下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

なお、ファンドは満期償還までご投資いただくことを前提として設計しておりますので、信託期間中の換金による売買差益の追求等には適しておりません。

< 償還時に投資元本を毀損するリスク >

■ 信用リスク

ファンドが投資するユーロ円建て債券の発行体が債務不履行に陥った場合、ファンドの最大損失の要因となります。また発行体の信用度が著しく低下した場合等に委託会社の判断によりユーロ円建て債券の途中売却や銘柄入替えを行った場合には、ファンドが目標とする投資成果を達成することが困難になるとともに、ユーロ円建て債券の売却や入替えに伴う損失の発生等により、ファンドの償還価額は投資元本を下回ることがあります。

■ 制度変更に伴うリスク

将来において法令、税制、会計制度の変更等により、組入れたユーロ円建て債券が早期償還となった場合等には、ファンドの償還価額は投資元本を下回ることがあります。

< 信託期間中の基準価額変動リスク >

■ 価格変動リスク

ファンドが投資するユーロ円建て債券は、発行体の財務状況の悪化、国内金利の上昇、米ドル/円為替レート等の要因によって価格が下落することがあります。ユーロ円建て債券の価格の下落の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 途中換金リスク

平成23年12月から平成28年8月までの各月15日（休業日の場合は翌営業日）及び特別な事由（投資者死亡など）による換金の場合を除き換金できません。なお適用される換金価額は、組入債券の売却価格（時価）に基づいて算出されるため、投資元本を下回る水準となる可能性があります。

設定直後、またはその後の信託期間中にファンドに大きく影響を与えるような市況環境の急変があった場合、その後の基準価額に大きく影響を与える可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、及び有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、中央銀行の金融政策、政府の経済政策等を反映して変動します。金利が上昇した場合にはユーロ円建て債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 銘柄集中リスク

ファンドは、単一のユーロ円建て債券を高位に組入れ、組入れたユーロ円建て債券の銘柄入替を行わないことを原則とします。したがって、ファンドの基準価額は、複数の銘柄に分散投資する投資信託に比べ、投資するユーロ円建て債券の価格の変動の影響を大きく受けます。

■ 流動性リスク

ファンドが投資するユーロ円建て債券は、市場混乱等があった場合、発行体の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却できなくなることや、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 米ドル/円為替レートの変動リスク

ファンドが投資するユーロ円建て債券は、米ドル/円為替レートの影響を受けますので、為替相場の変動の影響を受けることになります。したがって、為替相場の変動に伴い、ファンドの基準価額が下落することがあります。また、ファンドは投資するユーロ円建て債券の性質上、大幅な円安米ドル高になった場合であっても、そのメリットを享受できません。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、日々投資信託財産から信託報酬を支払う他、設定日に信託報酬の一部を支払い、決算時に目標分配額の支払いを目指します。信託報酬及び目標分配額は、純資産から支払われますので、これらの支払い後は純資産が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。なお、設定日に投資信託財産中から支払われた信託報酬は、途中換金された場合でも投資信託財産に返戻されません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ ファンドが目標とする分配額、償還価額等は、設定当初に組入れるユーロ円建て債券の利払いや償還等が予定通りに行われた場合のものであり、実際の分配額、償還価額等を保証するものではありません。また、ファンドの運営やユーロ円建て債券の取引コスト等で予想外の費用が発生した場合には、ファンドが目標とする分配額、償還価額等が確保されない可能性があります。
- ・ 各計算期間において大量の途中換金の申込を受付けた場合には、目標とする分配額の一部あるいは全部をお支払いできないことがあります。
- ・ 信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円建て債券の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり、当該ユーロ円建て債券を全て売却し、ファンドの運用の基本方針に沿った運用ができなくなる場合、または当該ユーロ円建て債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合等、真にやむを得ない事情が生じた場合は、信託を終了させます。この場合、ファンドの基準価額は投資元本を下回る水準となる可能性があります。
- ・ 米ドル/円為替レートの算出・公表が中止となった場合等には、組入れたユーロ円建て債券の発行条件に則して、当初為替算出や分配額判定日の日程、計算方法の変更等を行うことがあり、また米ドル/円為替レートの代替値として、組入れたユーロ円建て債券の計算代理人（引受金融商品取引業者等）が適切と判断する値であり、かつ委託会社が適切と判断する値を使用することがあります。
- ・ 申込期間中の市況環境等の変動により、目標とする投資成果が見込めないと委託会社が判断した場合、募集額が少額で設定に支障をきたすと委託会社が判断した場合等には、設定を中止することがあります。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ファンドの申込期間は、平成23年10月11日から平成23年10月27日まででした。

申込期間中の申込手数料に関する事項は以下のとおりです。

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、換金時には、1口当たり解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

ファンドの設定日に決定した信託報酬の総額及びその配分は以下の通りです。

毎日：信託財産の元本総額に年0.4515%（税抜0.43%）の率を乗じて得た額 うち委託会社 年0.4200%（税抜0.40%） うち受託会社 年0.0315%（税抜0.03%） 設定日：信託財産の元本総額に2.10%（税抜2.00%）の率を乗じて得た額 販売会社 2.10%（税抜2.00%）

なお、決定前の信託報酬の総額及びその配分、信託報酬の支払時期の記載については、以下のとおりです。

■ 信託報酬の総額及びその配分、信託報酬の支払時期

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の元本総額に年0.4515%（税抜0.43%）以内の率を乗じて得た額と、設定日の投資信託財産の元本総額に2.10%（税抜2.00%）以内の率を乗じて得た額（以下「当初の報酬」といいます）の合計額とします。

計算期間を通じて毎日計上される信託報酬は、投資信託財産の元本総額に年0.4515%（税抜0.43%）以内の率を乗じて得た額とします。

「委託会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

	年率0.4515%（税抜0.43%）以内
内 委託会社	年率0.4200%（税抜0.40%）以内
内 受託会社	年率0.0315%（税抜0.03%）

毎計算期間の末日に、当該計算期間末の受益権口数に対応する金額を、ならびに投資信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を投資信託財産中から支弁します。

当初の報酬は、設定日の投資信託財産の元本総額に2.10%（税抜2.00%）以内の率を乗じて得た額とします。

販売会社	2.10%（税抜2.00%）以内
------	------------------

なお、当初の報酬は、設定日に投資信託財産中から支弁し、一部解約された場合でも投資信託財産に返戻されません。

信託報酬率は、設定日の市況環境、投資するユーロ円建て債券の利回り水準等を総合的に勘案のうえ、委託会社が決定します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の元本総額に年0.0105%

（税抜0.01％）の率を乗じて得た額とし、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。

- ファンドの解約に伴う支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1％相当額）がかかります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10％（所得税7％、地方税3％）
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	10.147％（所得税7％、復興特別所得税0.147％、地方税3％）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％、地方税5％）
平成50年1月1日以降	20％（所得税15％、地方税5％）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金ならびに償還時及び解約時の元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1％相当額）がかかります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7％（所得税7％）

平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

■ その他

- ・ 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は平成24年10月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

平成24年10月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アメリカ	516,224,889	96.92
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		16,421,635	3.08
合計（純資産総額）		532,646,524	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY 20160912	532,080,900	100.00	532,080,900	97.01	516,224,889	0.0	2016年9月12日	96.92

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
社債券	96.92

合計	96.92
----	-------

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 (1口当たり)
	円	円
第1期計算期間末 (平成24年 3月19日)	504,857,015 (分配付) 499,416,490 (分配落)	0.9280 (分配付) 0.9180 (分配落)
第2期計算期間末 (平成24年 9月18日)	532,098,380 (分配付) 526,657,855 (分配落)	0.9780 (分配付) 0.9680 (分配落)
平成23年10月末日	532,621,918	0.9790
11月末日	465,117,944	0.8549
12月末日	484,121,130	0.8898
平成24年 1月末日	507,526,922	0.9329
2月末日	500,517,116	0.9200
3月末日	498,425,576	0.9161
4月末日	503,075,781	0.9247
5月末日	483,049,548	0.8879
6月末日	497,217,190	0.9139
7月末日	506,841,601	0.9316
8月末日	514,396,695	0.9455
9月末日	525,263,660	0.9655
10月末日	532,646,524	0.9790

【分配の推移】

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	自平成23年10月31日至平成24年 3月19日	0.0100円
第2期計算期間	自平成24年 3月20日至平成24年 9月18日	0.0100円

【収益率の推移】

期間		収益率（％）
第1期計算期間	自平成23年10月31日至平成24年 3月19日	7.2
第2期計算期間	自平成24年 3月20日至平成24年 9月18日	6.5

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	544,052,560	0
第2期計算期間	0	0

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

ファンドの申込期間は、平成23年10月11日から平成23年10月27日まででした。

申込受付期間中の申込（販売）手続等は、以下のとおりとなっております。

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日に行うことができます。

申込期間中の市況環境等の変動により、目標とする投資成果が見込めないと委託会社が判断した場合、募集額が少額で設定に支障をきたすと委託会社が判断した場合等には、設定を中止することがあります。設定が中止された場合の購入代金の返却の取扱い等、詳細につきましてはお申込の販売会社にご確認下さい。

■ 取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、投資信託契約締結により生じた受益権について投資信託契約締結日に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 申込単位は、10万円以上1円単位（10万口以上1口単位）とします。販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。詳細につきましては、販売会社または委託会社にお

問い合わせ下さい。

- ・ 発行価格は、1万口当たり1万円（1口当たり1円）とします。
- ・ 申込手数料は、ありません。
- ・ 申込金額（1円×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払い下さい。申込金額の総額は、ファンドの設定日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

■ 取得申込受付の中止及び取消

- ・ 申込期間中の市況環境等によっては、取得申込を受付けない場合や取得申込の受付を中止することや、すでに受付けた取得申込の受付を取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

■ 解約申込受付日

平成23年12月から平成28年8月までの各月15日（休業日の場合は翌営業日）のみ解約請求受付日として解約の申込みができます。その他の日は、換金できません。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

■ 特別な事由による解約

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から次の事由により、解約の請求があったときは、その請求に応じることができます。この場合において、委託会社は受益者に対して当該事由を証する書類の提出を求めることができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他1. から4. に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、9営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、決済機能の停止、多額の一部解約の実行の請求があり、今後の運営に支障をきたすと委託会社が判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法で評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ ユーロ円建て債券の評価

ユーロ円建て債券は、原則として、取引した金融商品取引業者が提示する買取価額で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成23年10月31日から平成28年9月16日までとします。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年3月19日から9月18日まで、9月19日から翌年3月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

■ 投資信託契約の解約(繰上償還)

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、多額の一部解約の実行の請求があり、今後の運営に支障をきたすと委託会社が判断したとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円建て債券の発行体等の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり、当該ユーロ円建て債券を全て売却し、ファンドの運用の基本方針に沿った運用ができなくなる場合、または当該ユーロ円建て債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合等、真にやむを得ない事情が生じた場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c 委託会社は、aの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d cの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e cの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

f c から e までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、b の規定に基づいてこの投資信託を解約する場合、ならびに投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって c から e までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b a の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年3月19日から9月18日まで、9月19日から翌年3月18日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株

式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

■ 収益分配金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）にお支払いします。

■ 償還金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日

以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成24年3月20日から平成24年9月18日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

為替参照 分配金変動型円建て債券ファンド2011-10

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成24年 3 月19日現在)	第2期 (平成24年 9 月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,503,294	20,911,259
社債券	486,321,942	512,447,114
未収利息	47	51
流動資産合計	505,825,283	533,358,424
資産合計	505,825,283	533,358,424
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,440,525	5,440,525
未払受託者報酬	66,008	85,979
未払委託者報酬	880,264	1,145,486
その他未払費用	21,996	28,579
流動負債合計	6,408,793	6,700,569
負債合計	6,408,793	6,700,569
純資産の部		
元本等		
元本	*1 544,052,560	*1 544,052,560
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	44,636,070	17,394,705
元本等合計	499,416,490	526,657,855
純資産合計	*3 499,416,490	*3 526,657,855
負債純資産合計	505,825,283	533,358,424

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成23年10月31日 至 平成24年 3 月19日	第2期 自 平成24年 3 月20日 至 平成24年 9 月18日
営業収益		
受取利息	18,956,784	7,243,145
有価証券売買等損益	45,758,958	26,125,172
その他収益	-	573,617
営業収益合計	26,802,174	33,941,934
営業費用		
受託者報酬	66,008	85,979
委託者報酬	12,305,367	1,145,486
その他費用	21,996	28,579
営業費用合計	12,393,371	1,260,044
営業利益又は営業損失（ ）	39,195,545	32,681,890
経常利益又は経常損失（ ）	39,195,545	32,681,890
当期純利益又は当期純損失（ ）	39,195,545	32,681,890
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	44,636,070
分配金	*1 5,440,525	*1 5,440,525
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	44,636,070	17,394,705

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第2期 自 平成24年 3月20日 至 平成24年 9月18日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成24年 3月20日から平成24年 9月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成24年 3月19日現在)	第2期 (平成24年 9月18日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 544,052,560口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 544,052,560口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 44,636,070円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 17,394,705円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.9180円 (10,000口当たりの純資産額 9,180円)	*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.9680円 (10,000口当たりの純資産額 9,680円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成23年10月31日 至 平成24年 3月19日	第2期 自 平成24年 3月20日 至 平成24年 9月18日
*1. 分配金の計算過程	*1. 分配金の計算過程
当ファンドの配当等収益額 A 18,956,784円	当ファンドの配当等収益額 A 7,816,762円
経費 B 12,393,371円	経費 B 1,260,044円
差引配当等収益額 C=A-B 6,563,413円	差引配当等収益額 C=A-B 6,556,718円
当ファンドの当期末残存受益権口数 D 544,052,560口	当ファンドの当期末残存受益権口数 D 544,052,560口
当ファンドの期中平均残存受益権口数 E 544,052,560口	当ファンドの期中平均残存受益権口数 E 544,052,560口
分配可能額 F=C*D/E 6,563,413円	分配可能額 F=C*D/E 6,556,718円
10,000口当たり分配可能額 G=F/D*10,000 120円	10,000口当たり分配可能額 G=F/D*10,000 120円
10,000口当たりの分配額 H 100円	10,000口当たりの分配額 H 100円
収益分配金金額 I=D*H/10,000 5,440,525円	収益分配金金額 I=D*H/10,000 5,440,525円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第1期 自 平成23年10月31日 至 平成24年 3月19日	第2期 自 平成24年 3月20日 至 平成24年 9月18日
項 目		

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同 左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同 左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同 左

2. 金融商品の時価に関する事項

期 別	第1期 （平成24年 3月19日現在）	第2期 （平成24年 9月18日現在）
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同 左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成23年10月31日 至 平成24年 3月19日	第2期 自 平成24年 3月20日 至 平成24年 9月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同 左

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 自 平成24年 3月20日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第1期 （平成24年 3月19日現在）	第2期 （平成24年 9月18日現在）
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
設定年月日 平成23年10月31日	設定年月日 平成23年10月31日
設定元本額 544,052,560円	設定元本額 544,052,560円
期首元本額 544,052,560円	期首元本額 544,052,560円
元本残存率 100.0%	元本残存率 100.0%

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期（自 平成23年10月31日 至 平成24年3月19日）

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	45,758,958
合 計	45,758,958

第2期（自 平成24年3月20日 至 平成24年9月18日）

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	26,125,172
合 計	26,125,172

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	MORGAN STANLEY 2 0 1 6 0 9 1 2	532,080,900	512,447,114	
	計	銘柄数：1	532,080,900	512,447,114	
		組入時価比率：97.3%		100.0%	
	合計			512,447,114	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年10月31日現在）

資産総額	532,942,599	円
負債総額	296,075	円
純資産総額（ - ）	532,646,524	円
発行済数量	544,052,560	口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9790	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に

記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成24年10月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成24年10月末日現在、当社は、244本の証券投資信託（単位型株式投資信託41本、追加型株式投資信託145本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託42本）の運用を行っており、純資産総額は10,294億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

（２）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期 別 科 目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
	金 額		金 額	
(資 産 の 部)	千円	千円	千円	千円
流動資産				
現金預金		5,493,082		5,829,748
有価証券		3,298,316		3,298,206
未収委託者報酬		765,032		582,010
未収運用受託報酬		22,815		26,297
未収投資助言報酬		5,609		5,637
前払費用		32,820		34,096
未収収益		610		264
繰延税金資産		94,045		63,345
その他の流動資産		24,042		865
流動資産合計		9,736,376		9,840,470
固定資産				
有形固定資産	*1	105,282		175,209
建物	44,676		36,865	
器具備品	60,606		138,344	
無形固定資産		10,238		2,681
ソフトウェア	8,116		559	
電話加入権	2,122		2,122	
投資その他の資産		1,981,532		2,069,959
投資有価証券	1,294,320		1,302,277	
親会社株式	583,968		644,952	
長期差入保証金	160,988		150,350	

その他	29,225		29,225	
繰延税金資産	17,540		50,664	
貸倒引当金	14,510		17,510	
投資損失引当金	90,000		90,000	
固定資産合計		2,097,053		2,247,851
資産合計		11,833,429		12,088,322

期 別 科 目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
	金 額		金 額	
(負 債 の 部)	千円	千円	千円	千円
流動負債				
預り金		4,270		9,102
前受投資助言報酬		2,430		2,423
未払金		374,934		373,562
未払収益分配金	208		69	
未払償還金	3,836		3,795	
未払手数料	366,716		283,314	
その他未払金	4,173		86,383	
未払費用		246,155		244,251
未払法人税等		148,219		120,129
未払消費税等		40,942		24,817
賞与引当金		115,080		119,240
流動負債合計		932,033		893,527
固定負債				
退職給付引当金		87,438		103,572
役員退職慰労引当金		32,870		27,160
資産除去債務		10,933		31,632
固定負債合計		131,242		162,365
負債合計		1,063,275		1,055,892
(純 資 産 の 部)				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金		566,500		566,500
資本準備金	566,500		566,500	
利益剰余金		9,173,083		9,387,988
利益準備金	179,830		179,830	
その他利益剰余金				
別途積立金	5,718,662		5,718,662	
繰越利益剰余金	3,274,591		3,489,496	
株主資本合計		10,739,583		10,954,488
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		30,570		77,941
評価・換算差額等合計		30,570		77,941
純資産合計		10,770,153		11,032,429
負債純資産合計		11,833,429		12,088,322

(2) 【損益計算書】

科 目	期 別	前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)		当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			9,290,792		9,376,702
運用受託報酬			62,807		64,461
営業収益計			9,353,600		9,441,163
営業費用					
支払手数料			5,061,926		5,120,825
広告宣伝費			190,668		197,828
公告費			7,416		1,861
受益権管理費			10,413		11,275
調査費			1,060,076		1,284,694
調査費		162,035		217,345	
委託調査費		898,040		1,067,349	
委託計算費			186,907		218,981
営業雑経費			261,180		224,765
通信費		47,867		46,975	
印刷費		202,785		166,251	
協会費		7,653		8,409	
諸会費		2,873		3,129	
営業費用計			6,778,588		7,060,232
一般管理費					
給料			1,058,378		1,106,058
役員報酬		117,951		124,707	
給料・手当		840,999		895,319	
賞与		99,428		86,032	
交際費			16,286		18,762
寄付金			40,819		39,015
旅費交通費			58,585		53,988
租税公課			19,373		18,505
不動産賃借料			214,427		200,615
賞与引当金繰入			115,080		119,240
退職給付費用			18,227		23,022
役員退職慰労引当金繰入			4,720		4,790
固定資産減価償却費			40,490		44,407
諸経費			333,694		340,584
一般管理費計			1,920,083		1,968,991
営業利益			654,927		411,940

期 別 科 目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
営業外収益				
受取配当金 *1		24,837		19,049
有価証券利息		9,996		4,056
受取利息		1,538		1,442
約款時効収入		1,762		131
雑益		3,593		45,964
営業外収益計		41,728		70,644
営業外費用				
時効後返還金		36		1,550
信託財産負担金		718		327
固定資産除却損 *2		460		138
雑損		34		47
営業外費用計		1,249		2,063
経常利益		695,406		480,521
特別利益				
投資有価証券売却益		2,416		30,950
特別利益計		2,416		30,950
特別損失				
投資有価証券売却損		1,756		32,200
資産除去債務		2,135		—
投資有価証券評価損		8,385		—
ゴルフ会員権評価損		6,103		—
投資損失引当金繰入		90,000		—
貸倒引当金繰入		—		3,000
特別損失計		108,380		35,200
税引前当期純利益		589,441		476,271
法人税、住民税及び事業税	309,731		252,318	
法人税等調整額	59,792	249,939	23,951	228,366
当期純利益		339,501		247,904

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000

当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
資本剰余金合計		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	179,830	179,830
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,718,662	5,718,662
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,968,089	3,274,591
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	3,274,591	3,489,496
利益剰余金合計		
当期首残高	8,866,581	9,173,083
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	9,173,083	9,387,988
株主資本合計		
当期首残高	10,433,081	10,739,583
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	10,739,583	10,954,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	183,071	30,570

当期変動額

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941

評価・換算差額等合計

当期首残高	183,071	30,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941

純資産合計

当期首残高	10,616,153	10,770,153
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	154,000	262,275
当期末残高	10,770,153	11,032,429

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15 年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。	建物	15 年	器具備品	4～15 年
建物	15 年				
器具備品	4～15 年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 投資損失引当金 投資先会社への投資に係る損失に備えるため投資先の財政状態等を勘案して、投資有価証券について必要額を計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 退職給付引当金				

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
-----------------------------------	---

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)								
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>35,776 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>108,802 千円</td></tr> </table>	建物	35,776 千円	器具備品	108,802 千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>43,586 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>133,977 千円</td></tr> </table>	建物	43,586 千円	器具備品	133,977 千円
建物	35,776 千円								
器具備品	108,802 千円								
建物	43,586 千円								
器具備品	133,977 千円								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日)				
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取配当金</td><td>21,965 千円</td></tr> </table>	受取配当金	21,965 千円	*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取配当金</td><td>16,310 千円</td></tr> </table>	受取配当金	16,310 千円
受取配当金	21,965 千円				
受取配当金	16,310 千円				
*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>460 千円</td></tr> </table>	器具備品	460 千円	*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>138 千円</td></tr> </table>	器具備品	138 千円
器具備品	460 千円				
器具備品	138 千円				

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（１）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

（２）配当に関する事項

配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日
配当の原資	利益剰余金

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（１）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

（２）配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
--------	----------

1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日
配当の原資	利益剰余金

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	5,493,082	5,493,082	—
(2)有価証券	3,298,316	3,298,316	—
(3)未収委託者報酬	765,032	765,032	—
(4)投資有価証券	592,359	592,359	—
(5)親会社株式	583,968	583,968	—
(6)未払金（未払手数料）	366,716	366,716	—
(7)未払法人税等	148,219	148,219	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	5,829,748	5,829,748	—
(2)有価証券	3,298,206	3,298,206	—
(3)未収委託者報酬	582,010	582,010	—
(4)投資有価証券	600,316	600,316	—
(5)親会社株式	644,952	644,952	—
(6)未払金（未払手数料）	283,314	283,314	—
(7)未払法人税等	120,129	120,129	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金預金、（3）未収委託者報酬、（6）未払金（未払手数料）、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式	701,961	701,961

上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)

現金預金	5,493,082	—	—	—
未収委託者報酬	765,032	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,316	399,387	3,172	—
合計	9,556,432	399,387	3,172	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	5,829,748	—	—	—
未収委託者報酬	582,010	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,206	397,716	2,960	—
合計	9,709,964	397,716	2,960	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

		(単位：千円)		
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	658,896	605,961	52,934
	(2) 債券			
	国債・地方債等	1,798,914	1,798,804	109
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	312,454	305,229	7,224
	小計	2,770,265	2,709,995	60,269
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	12,350	12,350	0
	(2) 債券			
	国債・地方債等	1,499,402	1,499,484	82
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	192,627	201,000	8,372
	小計	1,704,379	1,712,834	8,455
	合計	4,474,644	4,422,830	51,813

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	（１）株式	733,260	605,961	127,298
	（２）債券			
	国債・地方債等	2,718,551	2,718,501	49
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	212,768	204,226	8,542
	小計	3,664,579	3,528,689	135,890
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	（１）株式	9,035	12,350	3,315
	（２）債券			
	国債・地方債等	579,654	579,678	23
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	290,205	302,044	11,839
	小計	878,895	894,073	15,177
	合計	4,543,474	4,422,762	120,712

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
（３）その他	104,550	2,416	1,756
合計	104,550	2,416	1,756

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
（１）株式	—	—	—

(2) 債券

国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—

(3) その他	198,750	30,950	32,200
合計	198,750	30,950	32,200

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付引当金(千円)	87,438	103,572

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
勤務費用(千円)	12,195	16,397
確定拠出年金への掛金拠出額(千円)	6,031	6,660
退職給付費用(千円)	18,227	23,057

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 賞与引当金 47,182 千円 退職給付引当金 35,849 千円 役員退職慰労引当金 13,476 千円 ゴルフ会員権評価損 3,732 千円 貸倒引当金 5,949 千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 賞与引当金 45,311 千円 退職給付引当金 36,768 千円 役員退職慰労引当金 9,641 千円 ゴルフ会員権評価損 3,231 千円 貸倒引当金 6,216 千円

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～31年と見積り、割引率は1.404%～2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(千円)(注)	10,689	10,933
有形固定資産の取得に伴う増加額(千円)	—	20,282
時の経過による調整額(千円)	244	416
期末残高(千円)	10,933	31,632

(注)前事業年度の期首残高は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向3名	支払手数料の支払（注2）	3,667,811	未払手数料	257,814

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向4名	支払手数料の支払（注2）	3,450,056	未払手数料	181,880

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)	当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)

1株当たり純資産額	13,054円73銭	1株当たり純資産額	13,372円64銭
1株当たり当期純利益金額	411円51銭	1株当たり当期純利益金額	300円49銭

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1 . 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益（千円）	339,501	247,904
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	339,501	247,904
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000

2 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	10,770,153	11,032,429
純資産の部から控除する合計額（千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,770,153	11,032,429
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数（株）	825,000	825,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該

当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）「受託会社」

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額

平成24年3月末日現在、324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）「販売会社」

名称	資本金の額（百万円） 平成24年3月末日現在	事業の内容
東京海上日動火災保険株式会社	101,994	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（２）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付
の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

３【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第３【参考情報】

平成24年6月13日

有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年11月 1 日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木基仁 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 助川正文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「為替参照 分配金変動型円建て債券ファンド2011-10」の平成24年3月20日から平成24年9月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「為替参照 分配金変動型円建て債券ファンド2011-10」の平成24年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月25日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 助川正文

指定社員
業務執行社員

公認会計士 宝金正典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。